

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・保安林の指定の予定	林 政 課
・保安林の指定の解除の予定	〃
○長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正	建 設 企 画 課
・都市計画の変更	都 市 政 策 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
○証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧	漁 港 漁 場 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・土地改良区の解散に伴う清算人の退任	〃
・県営土地改良事業の工事の完了(2件)	〃
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験(大学卒業程度:農業B・農業土木B・土木B・建築B)の実施	人事委員会事務局

## 告 示

### 長崎県告示第682号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
対馬市峰町津柳字セキノ段52の1、52の18、字道ノ下60の2、61の2、61の5、61の7、61の10、61の12、61の15から61の18まで、62の1、62の12から62の18まで、62の20、63の1から63の4まで、字コウロノ段70の2、74、75、87の5から87の9まで、88の10、88の11、字登リ立97の1、97の2、97の4、97の10から97の15まで、98、102、107の1から107の4まで、107の6から107の9まで、113の4から113の6まで、113の11、114の1、114の3、字脇田ノ平220(次の図に示す部分に限る。)、217から219まで、223の1、224の1、226の3、226の4、226の6、226の7、字在家303の1、303の2、304の1、304の2、308
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字脇田ノ平217から220・223の1・223の6・223の7(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、

226の4、宇在家303の1・304の1・308（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、303の2

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第683号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所  
対馬市美津島町久須保字ヤリコウ325の1、327、字久須保381、388の1、388の4、389、405の1、406の4、409の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**長崎県告示第684号**

長崎県建設工事標準請負契約書（令和3年長崎県告示第251号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日以後に締結する請負契約から適用する。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県建設工事標準請負契約書	長崎県建設工事標準請負契約書
1～6 略	1～6 略
7 <u>建設発生土の搬出先等</u> この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、 <u>搬出先の名称及び所在地を特記仕様書に定める。</u>	7及び8 略
8及び9 略 (発注者の催告によらない解除権)	(発注者の催告によらない解除権)
第50条 略	第50条 略
一～十 略	一～十 略
十一 略	十一 略
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者 <u>その他経営に実質的に関与している者</u> を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 <u>その他経営に実質的に関与している者</u> をいう。以下この号において同じ。）が、 <u>暴力団又は暴力団員</u> であると認められるとき。	イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が <u>暴力団員</u> であると認められるとき。
ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力	ロ <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u> ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

団又は暴力団員を利用するなど <u>している</u> と認められるとき。 ハ 略 ニ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u> と認められるとき。 ホ <u>役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u> と認められるとき。 ヘ及びト 略	又は暴力団員を利用するなど <u>した</u> と認められるとき。 ニ 略 ホ <u>役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u> と認められるとき。 ヘ及びト 略
--	--

**長崎県告示第685号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月28日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・3・105号 宝町立神町線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 長崎県長崎市幸町及び宝町
- 3 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所

**長崎県告示第686号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路 線 名 上五島空港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町有川郷字後牟田148番7地先から 南松浦郡新上五島町有川郷字外前田1221番1地先まで	前	7.1~16.1	363.4	
	後	10.6~30.2	361.5	

**長崎県告示第687号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和4年10月20日から適用する。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名

1～14 略	1～14 略
15 削除	15 長崎県行政書士会 会長 山口克彦
16～84 略	長崎市桜町 3番12号 長崎市桜町 3番12号長 崎県行政書 士会内
	16～84 略

公 告

特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称  
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案（長崎南地区）
- 縦覧の場所  
長崎県長崎市市上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
- 縦覧の期間  
令和4年10月29日から同年11月17日まで

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、勝本土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
中 田 恭 一	壱岐市勝本町西戸触232番地	中 田 恭 一	壱岐市勝本町西戸触232番地
永 元 清 隆	壱岐市勝本町北触1030番地	永 元 清 隆	壱岐市勝本町北触1030番地
竹 田 雅 美	壱岐市勝本町東触1401番地	竹 田 雅 美	壱岐市勝本町東触1401番地
吉 野 勇	壱岐市勝本町新城東触387番地	吉 野 勇	壱岐市勝本町新城東触387番地
松 本 康 幸	壱岐市勝本町仲触1779番地	松 本 康 幸	壱岐市勝本町仲触1779番地
末 永 雅 文	壱岐市勝本町仲触1459番地	末 永 雅 文	壱岐市勝本町仲触1459番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 島 正 勝	壱岐市勝本町東触130番地	松 島 正 勝	壱岐市勝本町東触130番地
久 田 昭 生	壱岐市勝本町新城西触1235番地	久 田 昭 生	壱岐市勝本町新城西触1235番地
斉 藤 勝	壱岐市勝本町坂本触553番地	松 本 安 正	壱岐市勝本町北触347番地 2

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年7月3日総会議決）を認可した。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 佐須土地改良区  
認可年月日 令和4年10月28日

**土地改良区の解散に伴う清算人の退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人玉之浦東土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

退任清算人	
氏 名	住 所
近 藤 茂 八	長崎県五島市玉之浦町幾久山422番地
川 上 敏 昭	長崎県五島市玉之浦町上の平1240番地
中 山 龍 年	長崎県五島市玉之浦町中須508番地
川 端 重 則	長崎県五島市玉之浦町中須226番地 1
山 下 勝 彦	長崎県五島市玉之浦町中須517番地 2
久 保 敏 廣	長崎県五島市玉之浦町玉之浦418番地 2
南 勝 美	長崎県五島市玉之浦町幾久山485番地
山 田 秀 則	長崎県五島市玉之浦町中須186番地、187番地 3
橋 本 博 実	長崎県五島市玉之浦町幾久山496番地
佐々野 満	長崎県五島市玉之浦町幾久山432番地 2
高 田 政 次	長崎県五島市玉之浦町上の平1316番地
上 川 義 則	長崎県五島市玉之浦町上の平1321番地

**県営土地改良事業の工事の完了（公告）**

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
南有馬	農村地域防災減災事業（ため池整備）	平成26年7月12日	令和3年3月29日

**県営土地改良事業の工事の完了（公告）**

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和4年10月28日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
諏訪	水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）	平成25年10月2日	令和2年9月30日

## 人事委員会公告

### 長崎県職員採用試験（大学卒業程度：農業B・農業土木B・土木B・建築B）の実施（公告）

令和4年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：農業B・農業土木B・土木B・建築B）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年10月28日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

#### 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
農業B 農業土木B 土木B 建築B	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

#### 2 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額が182,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

#### 3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

#### 4 第1次試験

- (1) 試験種目  
SPI3（基礎能力検査）（択一式）及び専門試験（五肢択一式）
- (2) 試験の実施日  
令和4年12月11日（日）
- (3) 試験地  
長崎市
- (4) 第1次試験合格者発表  
令和4年12月19日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

#### 5 第2次試験

- (1) 試験種目  
人物試験（個別面接）、専門論述試験、適性検査
- (2) 試験の実施日及び試験場所  
第1次試験の合格者に別途通知する。

#### 6 最終合格発表

令和5年2月上旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受

験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホールで入手する。
- イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。
- ウ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度（農業B・農業土木B・土木B・建築B）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和4年11月7日（月）から11月25日（金）までとし、受付時間は11月25日（金）24時までとする。

9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト